

健康で、生きがいとふれあいがふれるまちづくり

健康づくりと保健・医療の充実

(施) **老人保健対策費(福祉部 保健センター)**

160,374千円 (136,217千円)

1 事業目的

老人保健法及び新居浜市健康増進計画「元気プラン新居浜21」に基づき、「壮年期死亡の減少」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を目指し、市民が「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進を図るため、健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導等を行い、生活習慣の改善を図り、生涯を通じた健康づくりを支援する。

2 事業年度

平成18年度

3 18年度の事業内容

健康手帳の交付

保健センター、本庁、支所、公民館で発行(対象:40歳以上の市民)

健康教育

集団・個別併用・・・体重適正化教室(20人)、内臓脂肪症候群予防教室(30人)等

個別・・・高脂血症(10人)、糖尿病(10人)等、集団・・・健康づくり講演会等

<スタッフ>医師・保健師・栄養士・運動指導士・歯科衛生士で実施

<対象>40歳以上の市民、基本健診の結果から要指導者に案内

健康相談

40歳以上の市民を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導・助言を行う。また、基本健康診査要指導者に健康度評価事業を実施。

健康診査

基本健康診査・・・40歳以上、問診・身体計測・血圧・検尿・血液検査、65歳以上は追加検査あり、委託医療機関(個別)、保健センター(集団)

肝炎ウイルス検診・・・40歳以上の基本健康診査受診者のうち節目、要指導者を対象、委託医療機関(個別)、保健センター(集団)

成人歯科健診・・・40歳～70歳、委託医療機関(個別)、保健センター(集団)

胃・肺がん検診・・・40歳以上、保健センター・公民館等

子宮頸部がん検診・・・20歳以上、保健センター・公民館

乳がん検診・・・40歳～65歳、保健センター

大腸がん検診・・・40歳以上、委託医療機関(個別)、保健センター(集団)

骨粗鬆症検診・・・40・45・50・55・60・65・70歳、保健センター

訪問指導

基本健康診査の結果、要指導者等を対象に生活習慣病予防の指導を保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士で毎日実施

人間ドック

一日人間ドック(35歳、40歳以上、新居浜メジカルセンター)

4 財源内訳

国 1/3(38,761千円) 県 1/3(38,761千円) 実費徴収金(1,784千円)
一財(81,068千円)

(施) **母子保健推進費(福祉部 保健センター)**

34,006千円 (34,326千円)

1 事業目的

母子保健法に基づき妊婦から乳幼児までの健康管理、健康づくり支援、子育て支援を図る。

2 事業年度

平成18年度

3 事業概要

妊産婦新生児訪問により、妊娠・出産・育児に関し、相談に応じて必要な助言を行う。乳幼児健康相談で乳児の発達・発育の適切な助言を行うとともに、子育て相談により保護者が抱える育児に対する不安の軽減を図る。

1歳6か月児・3歳児健康診査で適切な指導と、専門医による精神発達相談及び経過観察児フォローアップ事業を活用し、支援するとともに、育児サークル・児童クラブ等関係機関と連携を図ることで、就学前の発達支援の充実をはかる。また、言語及び精神発達面で経過を必要とする幼児並びにその保護者に、早期から相談及び支援ができる体制をつくる。

両親学級を開催し、妊娠中より夫婦とともに子育てする気持ちを持ち、積極的に父親の育児参加を進める。

4 18年度の事業内容

母子健康手帳・妊産婦新生児訪問

手帳は保健センター、本庁、支所で発行

訪問指導は保健師・看護師・栄養士により随時実施

乳児健康相談

5か月児健康相談(毎月2回)、後期の乳児を対象にした『すくすく乳児相談』(毎月1回)を保健センターで実施。身体計測、栄養・歯科・育児相談を行う。その他に、5か月児健康相談時には、図書館司書が絵本の紹介を行う。(ブックスタート)

1歳6か月児・3歳児健康診査

1歳6か月～2歳未満児及び3歳～4歳未満児対象に保健センターで月1回、歯科健診・内科健診・身体計測・栄養・生活・歯科相談・心理相談・運動発達相談等を実施

妊婦・乳児一般健康診査

妊婦一般健康診査を前期後期各1回、委託医療機関で実施(尿検査・血圧測定・血清・血色素・貧血検査等。但し、前期はB型肝炎抗原検査、後期は出産予定日に満35歳以上の妊婦に超音波検査を実施)

乳児一般健康診査(身体計測・医師による診察)を前期後期各1回、委託医療機関で実施

経過観察児フォローアップ

1歳6か月健康診査等で言語及び精神発達面で経過観察を必要とする幼児を対象に、フォローアップ教室「にこにこクラブ」を保健センターで11回開催、発達相談やカウンセリングを行うとともに、関係機関との連携を図り就学まで継続した支援体制がとれるようフォローしていく。

両親学級(育児学級)

初めてパパママとなる夫婦対象に、1コース3日間の両親学級(おやつ&離乳食について・絵本に親しもう・パパにもできる沐浴・妊婦シミュレーション体験等)を出産予定月別に4コース開催し、健康な赤ちゃんを産み育てるための知識習得、妊婦同士の仲間づくりを行うとともに、育児をしている夫婦が自分や相手を知り、共に子育てをしていく土壌づくりを行う。

(施) 感染症等予防費 (福祉部 保健センター)**142,735千円 (122,324千円)****1 事業目的**

検診を実施することにより、感染症の蔓延を防ぐ。予防接種法・結核予防法に基づき、予防接種を実施することにより感染症に対する抵抗力をそなえ、感染を防止する。特に平成13年度から、高齢者インフルエンザ予防接種が定期的予防接種に追加され、感染防止に寄与している。

2 事業年度

平成18年度

3 事業概要

麻しん風しん二種混合・三種混合(DPT)・二種混合(DT)・インフルエンザ予防接種については、市が委託している医療機関において個別接種を実施
平成17年度結核予防法一部改正により、接種年齢の引下げ・接種方法の変更のためBCG予防接種を個別接種に変更
ポリオ予防接種については、ウイメンズプラザ・公民館で集団接種を実施
結核予防法に基づきレントゲン検診を実施

4 18年度の事業内容

BCG (対象：生後6か月未満)

年間を通じて委託医療機関で実施

ポリオ (対象：生後3か月～7歳6か月未満)

5月・10月にウイメンズプラザ・公民館での集団接種

三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)(対象：期は生後3か月～7歳6か月未満、期は11歳～13歳) 期は、二種混合(ジフテリア・破傷風)

年間を通じて委託医療機関で実施

麻しん風しん二種混合(対象：期 1歳代 期 年長児)

年間を通じて委託医療機関で実施

平成18年度予防接種法施行令改正により、麻しん風しん二種混合ワクチン2回制に変更
期 年長児は該当児が数名程度の予定

日本脳炎(対象：期は生後6か月～7歳6か月未満、期は9歳～13歳未満)

年間を通じて委託医療機関で実施

平成17年5月30日付け差し控え勧告以降ほとんど接種者なし

平成18年度中には新ワクチンによる接種再開が見込まれるため、平成17年度分とあわせて2年間分を予算措置

インフルエンザ(対象：65歳以上、60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能不全が身障手帳1級に相当する方)

10月中旬～12月に委託医療機関で実施

結核レントゲン検診(対象：65歳以上の一般市民)

年間を通じて高齢者福祉センター等で実施

児童福祉の充実

(施) 育児支援家庭訪問事業費 (福祉部 保健センター)

9,531千円 (12,000千円)

1 事業目的

養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必用とする出産後間もない時期を中心に、専門家による家庭訪問を実施し、養育者の不安を受け止め具体的な育児に関する技術支援を行うことで養育者の不安軽減を図り、深刻化する児童虐待を未然に防ぐ。

2 事業年度

平成16年10月～

3 事業概要

保健師・看護師・保育士等による訪問相談員(4名)を保健センターに配置し、生後間もない時期や転居直後、若年の父母、シングルマザー、養育者が病気がちである等、子育てへのストレスが大きいと思われる家庭を訪問(発達相談・訓練が必要な家庭には理学療法士、詳しい栄養相談には栄養士も訪問指導を行う)

訪問により問題があると思われる家庭に対して、各種育児支援サービスの紹介 関係者を招集し訪問支援内容を検討 児童相談所への通告 等を実施

4 18年度の事業内容

報酬 7,442千円

訪問非常勤職員4名、栄養士・看護師雇上

事務費 2,089千円

指導用パンフレット等消耗品、理学療法士謝礼、通信運搬費等

5 特定財源

国(2,023千円)(次世代育成支援対策交付金) 一財(7,508千円)

(施) 放課後児童対策費 (福祉部 児童福祉課)

59,812千円 (54,365千円)

1 事業目的

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生の児童を対象に、放課後の安全な居場所を確保するとともに、生活や遊びの場を提供し、健全な育成を図る。

2 事業年度

昭和47年度～

3 事業概要

大島・別子を除く16校区で17クラブ(中萩2クラブ)を開設

開設時間: 学校のある日(授業終了後～午後6時)

土曜日及び長期休暇中(午前8時30分～午後6時)

(日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日は休み)

徴収金額: 1か月3,000円(8月のみ6,000円)

4 18年度の事業内容

報酬 45,562千円

直営分指導員34名

委託料 9,746千円

委託分指導員7名、教材費等

需用費 2,283千円

教材・雑誌等消耗品、施設修繕、灯油代、医薬品等

その他 2,221千円

傷害保険料、通信運搬費、備品購入等

5 財源内訳

県 2/3、1/3 (10人未満県単独) (18,134千円)

実費徴収金 3,000円 (8月のみ6,000円) (28,732千円) 一財 (12,946千円)

(経) **児童手当費 (福祉部 児童福祉課) (拡充)**

793,207千円 (605,492千円)

1 事業目的

児童を養育している家庭の生活安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成と資質の向上に資する。

2 事業年度

昭和47年1月～

(主な改正経過)

昭和47年1月～ 支給対象 第3子以降、義務教育修了前児童

昭和61年6月～ 支給対象拡大 (第2子以降) 小学校就学前児童

平成4年1月～ 支給対象拡大 (第1子以降) 3歳未満児

平成12年6月～ 支給対象拡大 (3歳未満児 小学校就学前児童)

平成16年4月～ 支給対象拡大 (小学校就学前児童 小学校3年生まで)

(今回改正内容)

平成18年4月～ 支給対象拡大 (小学校3年生まで 小学校修了前まで)

所得制限緩和 (被用者 780万円 860万円)

(非被用者 596.3万円 780万円)

3 事業概要

支給要件 小学校修了前の児童を監護、生計を維持している養育者に支給
所得制限あり

手当額 第1子・第2子 月額5,000円

第3子以降 月額10,000円

支給月 2月、6月、10月

費用負担

(3歳未満児)

児童手当被用者 (厚年加入者) 国 9/10 県 1/20 市 1/20 国 8/10 県 1/10 市 1/10

児童手当非被用者 (非厚年加入者) 国 2/3 県 1/6 市 1/6 国 1/3 県 1/3 市 1/3

特例給付 (厚年加入者のうち所得制限を越えるものに対する特例措置) 国 10/10

(3歳以上児小学校就学児)

被用者就学前特例給付 (厚年加入者) 国 2/3 県 1/6 市 1/6 国 1/3 県 1/3 市 1/3

非被用者就学前特例給付 (非厚年加入者) 国 2/3 県 1/6 市 1/6 国 1/3 県 1/3 市 1/3

平成18年度の事業費内訳

現行制度分 627,835千円

制度改正分 165,300千円

新居浜市単独分 72千円

(第4子以降、義務教育終了前、児童手当法対象児童除く 月額1,000円)

4 財源内訳

国 (338,034千円) 県 (227,548千円) 一財 (227,625千円)

障害者（児）福祉の充実

(施) **身体障害者在宅福祉対策事業費（福祉部 福祉課）**

9,317千円 (9,478千円)

1 事業目的

障害のある人も家庭や地域で通常の生活ができる社会の実現に向けて、障害者の需要に応じた事業を実施することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

2 事業年度

平成18年度

3 事業概要

手話通訳設置事業

- ・市役所内の各窓口において聴覚障害者が申請手続きや依頼等相談を行う時に、コミュニケーションを円滑にするため、手話通訳を福祉課に1名配置

障害者社会参加促進事業

- ・点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話奉仕員、要約奉仕員の養成講座
- ・手話通訳者、要約筆記者派遣（登録者はそれぞれ35名、8名）
- ・パソコンボランティア養成講座
- ・生活訓練（障害者のための料理教室、防災体験教室等）
- ・スポーツ教室・スポーツ大会開催
- ・自動車運転免許取得費、改造費助成
- ・リフト付福祉バス運行

点字広報等発行事業

- ・市政だよりの点字版、朗読版作成

5 財源内訳

県2/3（1,840千円）（障害者社会参加促進事業） 一財（7,477千円）

社会保険制度の充実

(施・経) **介護保険事業特別会計繰出金(福祉部 介護福祉課)**

1,271,384千円 (1,309,607千円)

以下特別会計ベースの事業費

1 事業目的

介護保険事業に係る市の義務負担分及び事務費等の繰出金。

2 事業年度

平成18年度

3 事業概要

保険給付費 8,605,734千円

- ・介護サービス等諸費 7,708,701千円
 - 内居宅サービス 4,326,565千円
 - 内施設サービス 3,382,136千円
- ・介護予防サービス等諸費 454,961千円
- ・審査支払手数料 15,372千円
- ・高額介護サービス等費 71,759千円
- ・特定入所者介護サービス費 354,770千円
- ・特定入所者介護予防サービス費 171千円

地域支援事業費 99,428千円

平成18年度から地域包括支援センターを創設し、要介護状態に陥るおそれの高い高齢者への介護予防事業、総合相談・権利擁護事業等を実施する。

- ・介護予防事業費 35,160千円
- ・包括的支援事業費 34,141千円
- ・選択型地域支援事業費 30,127千円

(施・経) **国民健康保険事業特別会計繰出金(福祉部 国保課)**

1,003,186千円 (1,042,373千円)

以下特別会計ベースの事業費

1 事業目的

国民健康保険については、保険給付費、老人保健拠出金及び介護保険に伴う介護納付金等の必要な支出額を計上し、これに見合う公平で適正な負担の原則に基づく保険料を確保して、安定的な国民健康保険事業を運営している。

2 事業年度

平成18年度

3 事業概要

総務費 226,366千円

・一般職員19人と臨時・非常勤職員の人件費及び国保事業に要する事務経費

保険給付費 8,846,057千円

・国保被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の給付費

老人保健拠出金 2,295,100千円

・老人医療費に充てるため各医療保険の保険者が拠出する費用(国保のように老人加入率が高い保険者ほど負担は少ない)

介護納付金 591,215千円

・40歳から64歳までの2号介護被保険者の介護保険料の各医療保険者の負担分

共同事業拠出金 140,005千円

・高額な医療費に対するため、県内の保険者が国保連合会に再保険事業として拠出する費用

保健事業費 45,362千円

・脳ドック、健康表彰、ヘルスアップ事業の経費及びはり・きゅう施術料助成費

基金積立金 268千円(基金利子相当分)

・国保特別会計の財政調整を図り、国保事業の健全な運営に資するため、平成9年度に「国民健康保険財政調整基金」が創設されたもので、現在の基金残高は3億7,200万円

その他 15,603千円

・諸支出金、保険料還付金、償還金等

予備費 300,000千円

・給付費の急激な増加等、国保財政運営上のアクシデントに対応するため予算化しているもの